アメリカ契約法における未成年者保護法理

吉田 和夫

一はじめに

無効を主張することができ、その際、相手方が、未成年者の年齢について知っていたかどうかも関係がない。この(3) 法の定める年齢に達しない「未成年者」は契約能力を有せず、たとえ契約が公正な内容であったとしても、契約の 入れないこととし、いわば恣意的な規準 ら困難であって、アメリカ法においても、同一年齢者間の判断能力等の明らかな差異があったとしても特に考慮に 断能力をどのあたりに求めるか、あるいは個人差をまったく無視することが妥当か、といった問題解決は当然なが ような法原則は、 何歳から契約能力ないし行為能力が認められるべきか、すなわち契約を締結する際に通常要求されるであろう判 特に善意の相手方の信頼を裏切るとともに、不確実性をもたらすおそれがあるとの批判は古くか ――ある年齢に達しているか否か ――を法は一貫して維持してきている。

ら存在するところである。

務の相互性)、(4)詐欺防止法(Statute of Frauds)によって求められる書面の存在という四つの要件が充足され 者間の相互の同意を含む合意の存在、(2)両当事者の契約能力、(3)有効な約因の交換からなる合意の存在 言い換えるならば、 成年者保護法理は、 くされたと見ることができよう。一方的なオプションということについて言えば、コモンローでは、古くから、 を有しない以上は、 ものとして扱われることとなる。すなわち、ウィリストン流形式主義によるならば、未成年者が法律上の契約能力 当事者を取り巻く様々な事情、事項は、少なくともこのような枠組みに基づいた分析の下では、あまり意味がな 代表される古典的契約理論は、 ていることが有効な契約成立のための当然の前提となっている。このような、いわばウィリストン流の形式主義に 下の成立要件を充足することによって、拘束力を有する契約が成立することになるとされる。すなわち、(1)当事 ン流形式主義そのものは維持したとしても、それとは別の何らかの根拠によって、次第に判例による修正を余儀な ョンによって契約を無効にできるという解釈は、 しかし、仮に未成年者が相手方から契約に基づいた履行を受け、利益を手にした後であっても、一方的なオプシ すなわち「楯 未成年者から攻撃的に ――すなわち 「剣 (sword)」 として ―― 使われるべきではなく、防御的 いわば自動的に、その締結した契約は存在しないものとなるわけである。(5) 未成年者に対して、後述の必要品に該当する可能性のない物の対価を求める訴訟が提起された (shield)」として —— のみ適用を認めるべきものであるといった説明がなされることがある。 「契約締結時」に「相互の合意」が存在したか否かを重視するのであって、 判例の蓄積を経るにつれて疑問視されるようになり、ウィリスト 成立後の (義

ような場合、

裁判所としては、さほど問題なく、未成年者に好意的な受け止め方をする。具体的には、通常、

以

ところで、英米法上しばしば言及される交換理論、ないし意思理論を重視する古典的契約法体系においては、

通りである。

か。 非良心的ないし無責任な未成年者にとっての「武器」となってしまっていたケースが少なくなかったことは後述の もさほど問題はないかもしれないが、それではそうでない場合に、いかなる処理が妥当とされるべきなのであろう(8) 者のところにそのままの形でとどまっていて、損傷もなく価値の下落もない状況では、 了しているケースでは、 は未成年者に対して寛大な態度を取るものの、 自由になるという形で決着がつきやすいからである。このように、未成年者が被告側に立つようなときは、(?) に至りやすいし、 年者は契約の無効を主張し、 「復を求めるときには、 以上のように、 契約が完全に未履行の段階にあるならば、 ある種のケースでは、 未成年者は目的物を受領しているし、 裁判所は必ずしも同じような寛大さを示すことはない。 もし受け取ったものがあるならば単にそれを返還して完全に責任を免れるとい 未成年者に関する法理論が、 反対に未成年者の側から積極的に救済を求め、 未成年者は何らのペナルティーもなく、 相手方も契約上の利益を得ている。 取引社会における「善意者」を保護せずに、 両当事者が契約の履行をすべて完 未成年者の保護を貫徹して 自ら履行済の対 目的物が未成 契約関係から 裁判 う結論 価 所

過度の未成年者保護に対する批判も存在しており、 裁判所によるコモンロー このように、 未成年者保護法理そのものは基本的法原則としては現在も維持されているものの、 上の法理の解釈の試みであり、 裁判所および立法者による改正の試みがなされている。 もう一つは未成年者保護法理を「近代化」しようとする制 比較的以前から つは

注

定法からの試みである

1 Ħ Allan Farnsworth, Contracts 228 (2nd ed. 1990)

- (≈) *Id.* at 229
- 3 Samuel Williston & Walter H. E. Jaeger, A Treatise on the Law of Contracts 18 (3rd ed. 1959)
- 利な取引 (good deal)」であったかどうかを問題にすることはあまり意味がない (Larry A. DiMatteo, *Deconstructing the Myth* このような契約観は「交換理論」としばしば同義で用いられる。したがって、未成年者の締結した契約を事後的に分析して「有
- 5 質」を理由とする規制には消極的でありながら、「地位」または「行為」を理由とする形式的判断によって決せられる規制につい of the "Infancy Law Doctrine": From Incapacity to Accountability, 21 Ohio N. U. L. Rev. 481, 485 (1994))° ためと理解することも可能であろう。 ては、比較的積極的であった(Farnsworth, supra note 1, at 225-227 参照)のも、本文のような判断枠組みが当然視されていた きかが問われる局面において、不公正であるとされる可能性のある合意を「実質」「地位」「行為」に三分すると、裁判所は「実 仮に契約ないし合意内容に不公正な面があり、裁判所が契約の強制を規制する際に、どの程度裁判所として積極的に関与すべ
- (6) たとえば、Zouch v. Parsons, 3 Burr. 1794, 1801.
- (~) Bernard F. Cataldo, Frederick G. Kempin, Jr.. John M. Stockton & Charles M. Weber, Introduction to Law and the Legal Process 543 (3rd ed. 1980)
- (∞) Id. at 544.
- び不実表示をなしたことに関して、当該未成年者に次第により厳格な責任を課するようになりつつあることは明らかである] (Id に、契約の神聖(sanctity)は保たれるべきであろうか」としつつ、「コモンロー裁判所は、 lent Misrepresentation, 31 Yale L. J. 201 (1921) がある。「被害者に救済を与えるべきことを明らかに正義が求めているとき 今世紀初期に未成年者保護の絶対性と法理の厳格性を疑問視したものとして、Comment, Liability of an Infant for Fraudu 善意者たる相手方に対して詐欺およ

at 203) と述べている。

成年者の選択にまかせる立場に転じたということになる。若干の違いは別とするならば、(4)

は紛失したような場合であっても契約無効の主張にともなって何らの返還義務も負わず、

思われる絶対的

無効説によるならば、

未成年者は、

たとえば購入物を使用し始めた後はもちろん、

二 絶対的無効説とその修正

絶対的

[無効説

みに、 明するものの他にも、 まったくの「無効(void)」なのではなく、未成年者の主張によって「取り消し得る (voidable)」ものであったと説 て扱われる」とするものがある。もっとも、(1) に取消可能なのであって、少なくとも未成年者が主張するまでは、完全な能力者同士が契約を締結した場合とまっ 不利益(prejudicial)なものならば絶対的に無効であるが、反対にもし利益をもたらす(beneficial)ものならば単 ていたようであり、 を除けば、イギリス法同様に、未成年者の締結した契約は「絶対的無効 たく同等の拘束力を有するものとされていたと説明するものもあって、評価ないし説明に多少の違いはある。ちな i期の大多数の判例は、 後者によれば、 比較的最近の判例にも、「未成年者からの無効の主張によって、契約は絶対的に無効なものとし 少なくとも一八〇〇年代頃までの判例の立場は、 一八〇〇年代以降、裁判所は当該未成年者にとって「利益」「不利益」という区別をやめ、 未成年者の選択によって当該契約は かなり古い時代においても、 「取り消し得る (voidable)」と判示する少数の判決 当該契約の内容を見て、 (void ab initio; absolutely void)」 しい 未成年者保護の局面での効果について、 未成年者にとって

たとえ浪費もし

なお契約の無効を主張

多数説の立場にあったと

結した契約の無効を、成年後に主張することも認められていたようである。(5) 支払済代金があればその返還を求めることができることとなり、さらにほとんどの州では、 未成年の時点で締

このような絶対的無効説の過度の厳格さを緩和ないしは修正するための解釈として、判例上、 いくつかの修正の

礎にあったものと思われる。 (16) に未成年者が十分な知識・経験・能力を有している場合にも同じ扱いをしてよいのかということが実質的判断の基 護されるべきではないかということ、第二に、未成年者保護法理を適用することによって不正義がもたらされる程 ための準則が作りだされた。そこでは、第一に、未成年者と公正かつ合理的な取引関係に入った善意の相手方は保

(一) 必要品契约

要品」かは個別具体的事情を総合的に検討した上で判断されるのであり、判例上も必ずしも解釈が統一されている できないとするとその未成年者は餓死しかねない」ことを根拠とする伝統的考え方と言えよう。ただし、何が(ミロ) 約であっても、「必要品(necessities ; necessaries)」を目的とする契約であるならば例外的に有効であるとする見(ミヌ) 必要品契約という概念である。すなわち、従来の原則によれば契約能力を有しないとされる未成年者が締結した契 っとも普遍的なもの」とも言われる。端的に言うならば、本法理は「未成年者が必要品に関して信用を得ることが つき準契約的責任を負うとする見解は多くの判例の採用するところであり、「伝統的ルールに対する例外のうちでも 絶対的無効という考え方に対する重要な修正ルールとしての役割を古くから果してきたのが、必要品、あるいは あるいは通常の契約と同等の権利義務が発生することまでは認めないとしても、 未成年者はその合理的対価に

種のものが、

されるかということを含む多くの事柄によって決定される」ことにならざるを得ないであろう。

ある未成年者にとっては必要品とされ、他の未成年者にとっては必要品ではないとされることも

しいうわけではない。

する旨判示するケースも現れている。判定が困難であることについて言えば、結局のところ統一的、⑸ られるのに対して、近時では、 されるが、後述するように少なくない州において、 めに必要な学資ローンや教育ローンが必要品に該当するかという点に関しては、 護士などの法律サービス提供を目的とする契約をめぐる紛争が目立ち、これらはいわば古典的なケースであるが、(ミミ) あらかじめ定めておくことは断念し、「当該未成年者個別の状況、実際の必要度、 いると見ることもできる。自動車については、伝統的に必要品として認定することに裁判所は消極的であったと見 禁止という形式で、 最近では、 かなりの訴訟は「教育」ないし「自動車」に集中しているようである。高等教育、(3) しばしば登場する実例を見ると、 相当程度、 未成年者側の様々な状況を勘案して、相当とされるケースでは必要品の要件に該当 未成年者および相手方の保護ないし利益調整の問題は決着されることが多くなって とりわけ緊急時に必要とされる様々な医療を目的とする医療行為や弁(st) 特別法による契約能力の付与ないし未成年者からの無効主張の 判例は一般的に否定的であったと 購入された物品がどのように使用 特に教育を受けるた 画 的規準を

113

判例は必ずしもその適用に積極的ではないとの評価さえあるようである。(②)

必要品の判断にあたって、

判定がケースバイケースにならざるを得ないこととあいまって、

ある時点から必要品と解されるようになるということも十分起

こりうるのであって、

あろうし、

社会における技術面などの進歩により、

(三)未成年者にとって当該契約が利益となる場合 —— 利益ルール(benefit rule)

方が善意者であるケースでは、何らかの方法によって絶対的無効の原則を原則を修正しようとする傾向ないし発想 説を適用することによって契約を絶対的に無効なものとすることについてはしばしば疑問が呈され、とりわけ相手 認めたとしても未成年者にとって不都合はないと見ることができる場合にも、未成年者保護法理、 客観的に見て、 当該契約によって未成年者は利益だけを得ていると評価することができ、契約の効力をそのまま 特に絶対的無効

が比較的古くから存在していた。(%)

のだとすれば、 ではない。利益を得ていることが救済を求める権利の基礎であるとするならば、なぜそれは必要品に限定されなけ 権利が与えられるのは、当該未成年者がそこから利益を得ているからなのであって、それ以外の理由に基づくもの には限定されないと解すべきである、との判断が示された。すなわち、判決中では、「必要品に関して救済を求める 供を受ける」ということなのであって、もし未成年者にとって利益となるものであれば、目的物がいわゆる必要品供を受ける」ということなのであって、もし未成年者にとって利益となるものであれば、目的物がいわゆる必要品 相当分を支払う義務を負う」という考え方 ――の根底にあるのは、「必要品契約によって未成年者は必要な利益の提 ものを目的とする契約においては一方的に義務を免れることはできず、「未成年者は当該契約の下で得た利益 否定という結論を下した判決がある。本件において、裁判所は、必要品契約の法理 ―― すなわち必要品に該当する から利益を得ていないと言うことは到底できない。あるケースで未成年者が利益を得ているかどうかが規準になる ればならないのだろうか? 未成年者にとって利益をもたらす契約に関して、直接的に「利益」の側面を強調して、未成年者保護法理 なぜあらゆるケースで規準とならないのだろうか?」と述べる判決を引用し、このような利益(ミヌ) 未成年者が熟練を要する職業または事業に従事しているならば、当該未成年者がそこ の適用 価値

以下の通りである。

その後、一九八二年になって、

との間で継続的に原告の所有する営業用トラック数台の修理を目的とする契約を締結する関係にあったところ、修

一七歳の頃父親から援助を受けて運送業を営んでいた未成年者たる原告は、

下級審の判断を覆した上で利益ルールを採用するケースが登場した。

されてるように、このような考え方に立つ学説もある。(※) ている。そして、「未成年者は契約の効力を否認することはできるものの、 は少数説であることは確かであるとしても、「この問題を深く考察した者の支持をすでに得てきている」と評価し 受け取った利益に関しては、相手方からの原状回復請求に服する」と結論付けた。(3) 当該利益が必要品であるか否かに また、 同判決中でも引用 には関係

v. American Muligraph Sales Co. 事件から一九六五年の Porter v. Wilson 事件の間に、このような「利益ルー ることによって生じる不正義をある程度解消させる可能性はあるものの、ここに紹介した一九一六年の 領した利益について責任を負わなければならないのであって、「それは、必ずしも当該使用の、または目的物の賃貸 なく、 価値とはならず、 の相手方は「当該契約がすべての点で公正かつ合理的であることの立証責任」を負い、第二に、 した。本判決のような評価に関する原則にも前例がないわけではなく、たとえば、ある判決は、(36) ル」を正面から採用する判決が他にほとんど見当たらないことからみると、やはり少数説にとどまるものと言えよ 同判決は、同様に、損害賠償額の算定規準は目的物の価値、 個別ケースにおいて当該未成年者が「得ている利益」に基づいたものとなるという派生的原則を明ら 現に得ている利益となるであろう」としている。この判決は、確かに絶対的無効という解釈をと または当該目的物もしくはサービスの使用価 当該未成年者は受 第一に、未成年者 Berglund 値 かに では

修理業者たる被告

二事案は

ばならないと規定する」とした上で、被告は原告に対して受領済の七、一○○ドルを返還しなければならないと結(%) 論付けた。被告が控訴したのを受けて、本件控訴審判決は被告の主張を認める判決を下した。すなわち、 還を請求したところ、 が不当な利益を上げている証拠はないこと、契約が一方的に被告に有利な内容であることを示す証拠がないことを ルが少数説であることは自ら認めつつも、本件においては、当該未成年者の年齢、経験と判断力不足を理由に被告 いを求めた。原審は、原告の主張を認めて、「法は、裁判所は当事者をできる限り原状に近い状態に服せしめなけれ 被告は反訴において職人の留置権(artisan's lien)を主張するとともに、未払修理代の支払 利益ルー

支払われるべき額の算定規準は「(未成年者にとって) 利益となるサービスの合理的な価値と解されるべきであっ 理由とし、もしそうであるならば利益ルールがまさに適用されねばならない局面であるとする。結論的に同判決は、(33) 契約価格もしくは請求額として解されるべきではない」と一般論を述べた上で、被告が提供した労務および部(40)

ければならないとした。すなわち、このような解釈が、両当事者を原状に服せしめるために必要だとする。 ここで紹介した以上の判決が採用する利益ルールによって、損害賠償額算定にあたっては、目的物の市場 目的物もしくはサービスの価値が規準とされるとするならば、 未成年者との契約の相手 値

しくは契約額ではなくて、

品の合理的価値は約二○、○○○ドルであると認定し、支払済の七、一○○ドルを差し引いた額を被告に支払わな

方による行き過ぎ(over-reaching)のリスクは最小限のものとなり、 それはすなわち判例の表現によれば「未成年

者が得ている利益を算定規準とすることによって法は このような折衷的あるいは妥協的とも言える解釈は、 (未成年者に) 十分な保護を与える」ことになる 確かに未成年者による保護法理のある種の濫用によって生

の返

継続的に支払済の七、一〇〇ドル

理代をめぐるトラブルが発生、原告は未成年を理由に契約の無効を主張し、

未成年者は

題 他方、 じか 者を契約的に拘束するものではないことに対する積極的評価、 については 積極的評価に対しては、 か」の判断には困難がつきまとうという問題を回避することも、 は n 十分な部分を補うものとして評価する見解があるとともに、 可能であり、 で解消されてきているなどとして、 ^ねない不公平な状況を解消するためのものであることは評価できるとしても、 な(2)42 利益ルー また、 絶対的無効という厳格なルールとそれに対する前述の必要品契約による若干の修正によっても未だ不 「現に得ている利益」に基づく額についてのみ責任を追及されるにとどまることとなる。 ・ルに従った判断を下す場合であったとしても、 目的物を費消もしくは破損・全壊した場合であっても、 むしろそのような必要品の定義の問題は後述の「未成年者への利益を決定する際 肯定的には評価しない 必要品契約法理につきまとう「必要品に該当するか否 .見解も存在し、 基本的には未成年者の締結した契約につい 同じく必要品契約の判断の問題を回避できるとする ある程度は可能にしたとも考えられる。 依然未成年者からの契約の 学説上、 やはり妥協であるとの あるいは判例法上、 利益ルー 無効 しかし 批 て未成年)評価 利益 判は の主張

回 未成年者と相手方の立場の調整 価値低下ルール (Depreciation Rule)

・ルは必ずしも多数説とはなりえていないと言えよう。

以上、 未成年者が受領した物ないし価値のどの部分まで返還義務の対象となるのかの判断を裁判所は迫られること 当該契約に基づいて、 相手方の履行の一部または全部を受領した後でさえ契約の無効を主張

になる。 決が出てくるのが自然であると言えよう。 少なくとも、 絶対的無効という考え方からは、 しかし、 問題は、 受領物はそのままの形で返還しなければならないという解 契約に基づいて履行されたものがサービスないし

である場合には、そもそも履行されたもの自体の返還ということ自体考えられず、また、履行されたものが「物」 118

であったとしても、

返還までの間に転売、損傷、使用による価値下落などがあったと見るべき場合も考えられ、返

的には、 している部分のみを返還すれば、責めを免れるとする。仮に、浪費、破壊したときでさえ、損失分は「法が常に念(씏) らの責任も負わないし、また、価値下落があった場合、たとえば受領したものが損傷・損壊した場合にはその残存 還範囲に関する事実認定および法的処理が争点とならざるを得ない。 伝統的な解釈は、未成年者は一度受領したものについて価値下落分があったとしても責任を負わないとし、 履行されたものがサービスないし労務であれば「返還」義務を想定できない以上、未成年者側としては何

ある。たとえば、 これに対して、 未成年者が契約無効を主張する場合の制限手段として、価値低下ルールを採用する一連の判例が 一九二○年のケースとして、未成年者が契約の無効を主張した場合に、仮に相手方が何ら か

の損

頭に置く、未成年者の無思慮と軽率さの結果に他ならない」とされ、特段の責任を負わされることはない。(イイ) (イイ)

手方に返還しない限り自ら支払ったものの返還を請求できないと判示したものがある。その論拠としては、(低) 現実問題として未成年者が未成年である間に行う取引は増加しており、従来のコモンロー上の厳格な要件を緩和す できるという厳格な絶対的無効ルールを結論的には採用せず、かわって、未成年者は契約目的物の価値下落分を相 失ないし損害を受けていたとしても、損害相当額と相殺などもすることなく自らの支払い済金額全額の返還請求が

未成年者の契約の相手方である事業者あるいは商人がある程度安心して未成年者と取引できる状況を作っておく必 が有効に機能するためには、 未成年者が現在市場で果たしている役割と法がより調和するであろうこと、 仮にも一度は締結した契約上の義務強制について確実性が求められること、すなわち 商取引

あげている。 要性があること、 第三に、 未成年者に道徳 (観) を教育するためにも何らかの責任負担が必要であること、

な偶然の所産であるのであって、 他の判決も、 第一に、 成年年齢には合理的理由がなく、 未成年者の中には当然契約締結のための十分な能力を備えている者もいること. 意味のある区別に基づくものというよりは歴 史的

考慮する必要もあること、の二点を理由として同様の解釈をとるに至っている。(②) 未成年者には、 にすれば価値低下理論とも区別しにくい場合もある。原状回復を判旨の根拠とするものとされるある判決は、(፡፡シ)(፡፡シ) については責任を負わなければならないとする前述の利益ルールとも共通性を有する理論であり、 務を課する「原状 合には不当な利得を与えてしまうことを回避するための説明として、一定の要件下で未成年者に一種の原状回復義 第二に、未成年者の能力はたとえば不法行為や犯罪などの他の領域では承認されており、そのこととのバランスを 価値下落について責任を負う必要はないというのが多数説であり、 未成年者の無効の主張を認めることによって結果的に相手方に不利益の甘受を迫り、未成年者にはある場 受領から無効主張までの間に費消、 (status quo)」理論が用いられることがある。未成年者が無効を主張する際には、 浪費、 破壞、 利用、 かつ古くからの先例であることは間違いない あるいはその他の処分を行った結果として 細かな相違を別 受領した利得

相殺することが当然に必要となり、 従来の支配的見解のように契約の目的物を単に返還して代金の返却を求めるこ

したがって、この理論によれば、契約の目的物の価値下落分、

賃貸価値、

あるいは損傷・損害分を

するのであり、

務を負う」と解すべきであると結論付けた。ただし、ここに言う「原状」とは、未成年者が受領した利益を上限と(ミシ としても、「当該ルールの有効性はますます批判されつつあ」るのであり、「未成年者は相手方に対して原状回復義

とは当然には認められないことになる。(56)

るとされている。 この違いは「原状」回復が問題となった前出判例の原審と控訴審を比較することによってもある程度明らかとな(ミン) まず原審は、 原状回復とは、「当事者をできる限り原状に近い状態に(the parties as close as

possible to the status quo)」戻すことを意味すると解した上で、「できる限り原状に近い状態」というのは、 ができるということを意味すると判示した。これに対して、控訴審は、当事者を原状に服せしめるためには、(፡፡) 年者が受領していた物(本件では、相手方がトラックに取り付けた部品)の返還と引換えに全額返還を受けること

者に対して提供された「部品および労務の合理的価値」に等しい額がそれにあたるとの、相手方にとって有利な判例の いはサービスの市場価値に限りなく近いものが算定規準になるということになるが、このような説に立つ判決は必いはサービスの市場価値に限りなく近いものが算定規準になるということになるが、このような説に立つ判決は必 断を下した。控訴審の採用する規準によるならば、未成年者にとっての価値ないし利益ではなくして、目的物ある 年者の相手方が履行したサービスの価値に関して若干の修正がなされなければならないと述べ、未成年者たる当事 相手方の原状回復、特に合理的価値算定という方法によって実質的にすべての賠償を相手方が 他の法理ないしはルールによらざるを得ないとする見方が一般的であると言えよ(៩)

(五)年齢に関する不実表示

受けることができるか否かは、

tation)を行った場合にも未成年者保護法理の適用があるかという問題につき、コモンロー上、未成年者は原則とし 未成年者であるにもかかわらず自らが成年者であると偽った場合、すなわち年齢に関する不実表示(misrepresenであった。

て通常の場合と同等の法的保護を受け得るものと解されていた。(⑷)

るために、 ないとする見方が明らかに示されていることからも窺い知ることができるように、当初から年齢に関する不実表示 日ほど多くはなかった」と述べて、不実表示があった場合にまで無効の主張を認める説が今日の社会状況に適合し なく、成年後合理的期間内は無効の主張が可能であるとしたケースがある。しかしながら、結果的に無効(本件でなく、成年後合理的期間内は無効の主張が可能であるとしたケースがある。しかしながら、結果的に無効(本件で の成立を常に否定する説には少なくとも潜在的には批判があり、不実表示の相手方が抱いた合理的な信頼を保護 な職業に就くことのなかった時代に採用されたものである。当時、交換契約や売買によって生計を立てる機会は今 請求したという事案で、裁判所は、 取り消して たとえば、未成年者が、自らは成年者であると偽って株式購入契約を締結したが、成年に達した後に購入契約を 後に何らかの法理によって無効の主張を否定しようとする判決が出現することとなったのも自然な流れ の主張を認める判決文中でも、「従前からのこのような状態は、 (本判決中では、「無効」ではなく、「取消(recision)」の文言が使われている)、株式の対価の返還を 年齢に関する不実表示があったとしても契約の取消主張の妨げとなるものでは 今日ほど若年者が活発に事業や投機的

法行為をここに適用して相手方の保護を図るという手法もとられた。(66) 立は認めないものの、エクイティー上の禁反言(estoppel in pais)の法理、不実表示もしくは詐欺を理由とする不 は未成年者ではない旨を積極的に表示した場合)に無効の主張を封ずるための法理として、不実表示そのもの また、 未成年者たる買主が年齢に関する不実表示ないし詐術を行った場合(すなわち、成年者である旨、 未成年者といえども不法行為責任を負うと考えられるからである。すなわち、(65) 不実表示ないし詐術によって相手方に信頼 あるい

発生したような場合には、

信頼した

ば、それは不実表示によって引き起こされたのであり、それ故、完全な原状回復がなされるべきであるという理由(イン) し契約の相手方が完全な原状回復を受けらなかった結果として何らかの負担なり損失を被ることになるとするなら 一般的に言って、いわば純粋な不法行為法の適用状況において未成年者が不法行為責任を負う

ことによって目的物の引渡あるいはサービスの提供がなされたのであるから、後になっての無効の主張によっても

判例も存在する。 たことが必要であり、それはすなわち相手方が未成年者の年齢に関しては善意であり、かつ誤信することについて 判例は、年齢に関する不実表示があっただけでは不十分であって、 相手方当事者が合理的な信頼を有するに至

うな結果になりかねないことに対する危惧を理由に、契約に関連する状況では不法行為責任を追及できないとする(元) ことは当然ありうるとしても、契約の場において未成年者保護法理の適用が結果的に否定されてしまうのと同じよ

しまったというケースがある。判決によれば、本件契約の目的物である自動車は、本件の状況下では必要品には該 らの年齢を偽った上で売主に接触し、必要品ではない動産 は十分な理由があった場合に限って、不実表示の成立が認められるとする。具体的に判決を見ると、未成年者が自(イキ) 契約内容自体は公正 (fair) なものとされている。このケースでは、購入した自動車の占有移転を (自動車)を購入の上、 直後に第三者に占有を移転して

第二に売主が目的物の返還または代金相当分の支払を受けることができるか否かであるところ、原審では、購入時 賠償を求めた。 ため、売主は当該未成年者に対して、当該自動車の返還、 ここでの争点は、 第一に未成年者がすでに支払った代金の一部の返還を求めることができるか否か

受けた人物の所在は訴え提起の時点では不明なままであり、買主たる未成年者は売主に代金を完済していなかった

あるいは代金支払いないし自動車の公正な価値相当分の

事実上相手方たる成年者に有利な推定がなされることもある。

使った上で、真摯かつ善意の相手方と契約を締結し、事後に対価の返還なくして契約の無効を主張するような場合 契約上の権利と責任に関する判例法は再検証の時期に差しかかっているとした上で、「(未成年者が) 虚偽と詐術 主たる被告が勝訴した。これに対して、控訴審判決は、社会状況の変化など様々な事情を勘案すると、 に被告は未成年者であり、 保護を必要とする未成年者が有する権利または利益は失われる」という理由から原審判決を破棄、(⑸ 契約の履行も拒絶しているのであるから、 何ら契約に拘束されるものではないとして買 未成年者

一告の主張が認められた。

る場合には、 わしい場合には か否かを判断する際の具体的ファクターとしては、「当該個人の外見、家族環境、事業活動」等があげられるが、疑?の 未成年者を成年者と誤信したか否か、というものである。未成年者たる当事者が成年者としての外観を備えていた 未成年者の契約上の権利義務に関する判例法を再検証する時期にあるように思われる」との理由から、 一般に用いられる規準は、 「ほとんどすべての点について成年者と同等にビジネスに従事しているような未成年者に関して見 合理的に必要とされる判断力を有する当事者もしくは事業者であれば当該

(六) 未成年者に対する能力付与

ここで「能力付与 かつ義務を放棄する旨の意思を表示すること」を意味し、 (emancipation)」とは、「親権者が未成年者に対する監督権、 親と子の間の任意の約束による明示的な場合と、 財産・収入の管理権などを放

意を表す行為による黙示的な場合があるとされる。たとえば未成年者が他者と雇用関係に入った場合、

そこからの

けではない。 して、 切断されることになるが、ただし、そうであるからといって子と第三者間の法律的関係に直接的な影響を与えるわ ー上認められた親子関係のある種の切断を表すために用いられるのであり、その結果、 して親が有する権利の放棄、 められることがあるのであり、(88) を負う親が子の扶養を怠り、 明示的な能力付与があった場合と同様に扱われることがある。また、親の義務的側面から見ると、 本来親が有しているはずの報酬受領権を放棄するという行為の中には能力付与が黙示的に表されていると 軍への入隊その他の事実によって、未成年者であっても契約に関しては成年者とほぼ同等の能力が認 または拒絶する場合にも能力付与が認められ得るし、親権者からの明示的、(空) あるいは親の権利のそのものの否認を含むものであった。すなわち、(&) 婚姻によって能力付与の効力を与える制定法も存在している。(81) 親子間の権利義務は相互に 能力付与は、 般にコモンロ 黙示的許 扶養義務 子に対

未成年時に訴訟における和解金を得ていたためある程度の資産を有していた。また、 能力付与が未成年者の契約能力に与える影響が重要な争点となった判決がある。本件で、未成年者たる原告は、 高校卒業前からある会社で定

入契約を締結することになった。ところが、数年後、 期的にアルバイトをして収入を得ており、 卒業後、 同社に就職(就職時点でも未成年)、その後、 離婚や転職のため、売主たる原告に依頼して家を売りに出し 結婚のため家の購

り行為能力を有していたこと、 当初の売買契約の無効を主張した。これに対して、 成年者である旨の詐術を行ったこと、 被告は、 当該家屋は結婚をひかえた原告にとっては必 当初の契約時には原告は能力付与によ

要品に該当すること、その他の主張を行った。このような事実関係の下、

裁判所は、「年齢、

外見、

詐欺、

エストッ

収入については親が受け取る権利を有するとされていたところ、未成年者が受け取ることを親権者が認めた場合な

少なくない。

多くの州は、

能力を認めるべく、

能力付与に関する特別法を制定している。

それらはその根底に流れる、より広範な原則の承認へ向けた付随的なステップとも見ることができると言うものも

未成年者に従来のコモンロー上の原則である成年年齢 (二一歳) よりも早い時期に契約

条文から明らかなように、後述する制定法の適用

に拘束され」るものとすべきであると結論付けた。 原状回復がなされていないこと、 能力付与、 必要品などをすべて含む事実関係に基づくならば、

原告は

るとの理由から、当該未成年者が能力付与され、かつ現在婚姻状態にあるという事実は、 にあたるか否かを決定する際の重要なファクターとされることもある。たとえば、(8) るとの指摘がある。 多くのファクターのうちの二つであると見ることもできる。しかしながら、そこで派生し、展開されたルールは、 認定するに足る事実である旨判示した。 はないとされるところ、 のではない」ものの、それは他方で、必要品契約の認定につき争いがある場合に、ある物ないしサービスが必要品(8) に関する)一般的ルールは、能力付与を受けているか受けていないかという未成年者の地位によって影響されるも 行為能力者 (sui juris) とするものとして作用するわけではない」 し、「 (未成年者が有する契約無効を主張する権利(8) 伝統的未成年者法理の適用を一部制約するにとどまらない、より大きなプロセスの一部としてとらえることができ すなわち、本件その他の判決の表現によれば、「一般原則としては、能力付与は、そのことだけでは、 ところで、以上述べてきた「年齢に関する不実表示」と「能力付与」は、 すなわち、 前出判決は、能力付与という事実があれば必要品の範囲は通常の判断規準よりも拡張され 判例の中には、未成年者の年齢に関する不実表示もしくは能力付与を強調するが、 必要品ないし利益の決定に用 自動車や家は、 家の購入を必要品購入と 通常、 必要品で b れる

にとどまるものではなく、むしろ無効を主張する権利自体がもはや法律によって実質的に奪われていることも多く(タミ) においては、能力付与は従前のように未成年者による契約無効の主張を認めるか否かを決定する一つのファクター

なっている。

- (\(\sigma\)) Hurley v. Southern Calif. Edison, 183 F. 2d 125, 132 (1950)
- 他に、Phillips v. Savings Trust Co. of St. Louis, 85 S. W. 2d 923 (1935) など。
- 12 8 W. Holdsworth, History of English Law 51 (1926); Farnsworth, supra note 1, at 230
- (3) CATALDO, supra note 7, at 540
- (14) Id
- (5) DiMatteo, supra note 4, at 487
- (16) Dil d.
- 17 ,ついて――」早稲田社会科学研究四五号八九頁(一九九二年)参照 日本における民法制定当時の必要品契約概念導入ないしそれをめぐる議論については、拙稿[未成年者と契約 ――必要品契約に
- <u>18</u> 「必要品」(あるいは「(生活) 必需品」) には物だけでなく、サービスも含まれる。
- 要品を目的とする場合を除いて、未成年者はこれを取り消すことができる」(Harwell Motor Co. v. Cunningham, 337 S. W. 2d 取り消し可能である」(Kiefer. v. Fred Howe Motors, Inc., 158 N. W. 2d 288, 289 (1968))、「未成年者の締結した契約は、必 疑いはない」(Boyce v. Doyle, 273 A. 2d 408 (1971))、「一般に、必要品以外のものを目的とする未成年者の契約は無効または 765(1959))などの表現を用いる。 Farnsworth, supra note 1, at 235. なお、判例は、「必要品をその目的としない契約につき未成年者が無効を主張できることに
- (2) Turner v. Gaither, 83 N. C. 357, 361 (1879)
- 緊急時の病院での治療行為は、仮に父親が未成年者を扶養している場合であっても必要品に該当するとするものとして、Cole Wagner, 197 N. C. 692, 150 S. E. 339 (1929) がある。

- 22 不法行為訴訟を行う際の法律サービスは必要品に該当するものとして、Crafts v. Carr, 24 R. I. 397, 53 A. 275(1902)がある。
- (\mathfrak{A}) Farnsworth, supra note 1, at 236-237
- (24) Id. at 236 n.12.
- たとえば、「学校、事業、および社会活動のために未成年者が購入した自動車は必要品である」とするものとして、Rose

۷.

- Bethea, 168 A. 2d 250 (1961) がある。
- (26) Merrick v. Stephens, 337 S. W. 2d 713, 719 (1960).
 (17) DiMatteo, supra note 4, at 490.
- 28) 同様に、未成年者にとって利益か不利益かは、
- スで重要なポイントになることも少なくないようである(Cataldo, supra note 7, at 540-541)。

比較的最近になると、必要品契約か否かが争点となり、

その認定が微妙なケー

- (\varRepsilon) Porter v. Wilson, 209 A. 2d 730 (1965) (\varRepsilon) Id. at 732.
- (31) *Id*.
- (%) Hall v. Butterfield, 59 N. H. 354, 359 (1879).
- (33) Porter v. Wilson, supra note 29, at 732.
- 34 Id
- ケースでにまで拡張して適用されている。そして、「このことは、未成年者に負担を課すことを防止し、同時に未成年者が相手方 に過度の負担を課すことも防止することにつながる柔軟なルール」だと評価する(Williston, supra note 3, at 238)。 Willistonによれば、いくつかの州では、必要品に関する通常のルールが、未成年者が当該契約下で受領した物を返還できない
- (%) Porter v. Wilson, supra note 29, at 732-733.

37

(%) Valencia v. White, 654 P. 2d 287, 288 (1982).

Berglund v. American Multigraph Sales Co., 160 N. W. 191, 193(1916)

- (ℜ) Id. at 291.
- 4) Id. at 290

- 41 Porter v. Wilson, supra note 29, at 732.
- $\widehat{42}$ DiMatteo, supra note 4, at 491
- $\widehat{43}$ Williston, supra note 3, at 241

DiMatteo, supra note 4, at 492

44

- 38) の他に、利益ルールに好意的な判断を示すものとしては、Burglund v. American Multigraph Sales Co., 169 N. W. 191 本文中で取り上げた判決(Hall v. Butterfield, supra note 32 ; Porter v. Wilson, supra note 29 ; Valencia v. White, supra note
- $\widehat{46}$ Farnsworth, supra note 1, at 234.

(1961) ; Johnson v. Northwestern Life Ins. Co., 59 N. W. 992(1894) などがある。

- 47 Utterstrom v. Myron D. Kidder, Inc., 124 A. 725, 726 (1924).
- 48 Farnsworth, supra note 1, at 234.
- 払済金員全額の返還を求めることができるとした上で、「多くの裁判所は、未成年者は購入した物を損傷し壊れるまで保持した上 も未成年者は無効を主張できること、第二に、 Pettit v. Liston, 191 P. 660(1920). なお、 購入価格全額の返還を請求できる」(Id. at 661) と結論付ける。 相手方(売主)が被った損失に関してはまったく考慮することなく、未成年者は支 絶対的無効について同判決は、 第一に、いかなる物品を目的とする契約について
- $\widehat{50}$
- 51 La Rosa v. Nichols, 105 A. 201 (1918)
- 52 Id. at 202-203.
- 53 DiMatteo, supra note 4, at 494
- 54 Boyce v. Doyle, 273 A. 2d 408 (1971).
- 55 Id. at 440
- 56 DiMatteo, supra note 4, at 495
- 57 Valencia v. White, supra note 38

- 59 Id
- $\widehat{60}$ Id. at 291
- 払わねばならなくなる(DiMatteo, supra note 4, at 496)。 さらに、この規準によるならば、もし目的物を毀損、全壊させたようなケースでは、未成年者たる当事者は購入金額全額を支
- 62 Farnsworth, supra note 1, at 234-235.
- 未成年者が請求できる金額についてにとどまるということである(DiMatteo, *supra* note 4, at 496)。 の無効を主張する権利そのものは依然として残っているということであって、従来の多数説が修正されている点は、あくまでも 前述の利益ルール、価値下落ルールを採用し、または原状回復理論をとった場合に注意すべきことは、未成年者が契約
- $\widehat{64}$ Steinlieb v. Normandie Nat'l Corp., 188 N. E. 726(1934); International Text Book Co., v. Connelly, 99 N. E. 722(1938)
- <u>65</u> 株式が無価値になった後の一九三二年に、未成年を理由に購入契約の無効を主張した上で支払済金員の返還を求めた。 Steinlieb v. Normandie Nat'l Corp., Id. 原告は被告から一九二九年に銀行株五株を九九○ドルで購入、 株価暴落でほぼ当該
- $\widehat{66}$
- 67 Tuck v. Payne, 17 S. W. 2d 8(1929); May v. City of Kearney, 17 N. W. 2d 448(1945)
- Williston, supra note 3, at 245.

 $\widehat{68}$

- 69 Farnsworth, supra note 1, at 237
- $\widehat{70}$
- 72 $\widehat{71}$ 成立に否定的な立場をとる(Id. at 238)。 未成年者の相手方が提示した標準書式上に成年者である旨が印刷されていた場合に不実表示の適用について裁判所が消極的な 判例の多くは、年齢に関する不実表示を不法行為として扱うと、 契約の間接的な強制につながることを理由として不法行為の
- 姿勢をとった事案につき、Farnsworth, Id. 参照
- 73 DiMatteo, supra note 4, at 481
- Haydocy Pontiac, Inc. v. Lee, 250 N. E. 2d 898 (1969)

- 75 Id. at 900
- $\widehat{76}$ Tuck v. Payne, supra note 67, at 9.
- 77

78

編集代表

田中英夫『英米法辞典』二九二頁(東京大学出版会、一九九一年)。

- 79 Cataldo, supra note 7, at 550
- る能力を有するか否かが争点となった事案において、両親の同意を得た上での空軍への人隊は「一般的に、法律問題としての能 自動車同乗時に父親所有母親運転の自動車との接触事故を理由として母親に対して不法行為訴訟を提起するにつき訴訟を提起す 業の農業を手伝っており、以前からの約束していた年齢に達するのを待って親の承諾を得て空軍に入隊した者が、いとこ運転の 力付与」となりうると判示した。 がある。また、軍への入隊に同様の効力を認めたものとして、Glover v. Glover, 319 S. W. 2d 238(1958)は、未成年の時から家 婚姻という事実をもって権利付与と同様の効力発生を認めたものとして、Kiefer v. Fred Howe Motors, Inc., supra note 19
- 05.171 (a) の規定する合意の婚姻可能年齢にない場合はこの限りではない。ただし書きに該当する場合には、婚姻可能年齢に達 ALASKA STAT. 25.20.020(1994) は、[[婚姻による成年]法の定めるところにより婚姻した者は成年に達する。 ただし、
- 82 Farnsworth, supra note 1, at 229

た時に成年に達する」と規定する。

- 83 DiMatteo, supra note 4, at 498 n. 124.
- $\widehat{84}$ Merrick v. Stephens, 337 S. W. 2d 713, 721 (1960)
- 85 Id. at 719.
- 86 Kiefer v. Fred Howe Motors, Inc., supra note 19, at 290
- させることであった。未成年者の契約能力を広げるものではないけれども、 DiMatteo, supra note 4, at 498. また、Cataldo, supra note 7, at 550 も、「能力付与の唯一の効果は、未成年者に収入を保持 婚姻のケースなどで必要品のリストを増やすことは
- $\widehat{88}$ ただし、借間は伝統的に必要品と認定されることが多い。

可能である」とする。

- (%) Merrick v. Stephens, *supra* note 84, at 719-720.
- (\$\mathfrak{S}\$) DiMatteo, supra note 4, at 498
- (\mathfrak{S}) Williston, supra note 3, at 254
- $\widehat{92}$ る権利付与」。 学、心理学、精神医学、 および子の収入に対する親の権利の停止。 定により破棄した上での、 能力を付与する場合には、 の結果を理解していること。(4) の支配および保護を必要としないこと。 い、子が以下の要件を充たす場合に、能力を付与することができる。⑴ (juvenile court)せ、 たとえば、 Ind. Code Ann. 31-6-4-15.7 (Burns Supp. 1994) # 本章 15.4 (a) (5) または 15.9 (b) (5) (本法 31-6-4-15.4 (a) もしくは 31-6-4-15.9 (b) 教育、 以下の事項を含む能力付与の条件を定めるものとする。 親または後見人の子に対する扶養義務の停止。 もしくは社会サービスへの同意に関する権利付与。 独立生活のための許容可能な計画を有すること。ら (2) 自活するための十分な資産を有すること。 (3) 婚姻に関する権利付与。(4) 以下のように規定している。[[子の能力付与] 親の支配から開放されることを希望しており、 (2) 軍への入隊に対する同意に関する権利付与。 親または後見人の有する支配権または親権の停止 (6) (1) 少年裁判所が部分的または全面的に子に (3) 契約能力の付与。 いかなる裁判所の扶養命令も能力付与決 親の支配と保護から開放されること (7) 不動産所有に関 (a) (5)) に従 (5) 裁判

とする」。 ものとする。 たは保護および財政的援助を子に提供する義務を有しないものとする。一六歳に達し婚姻した子は、 おいて契約を締結するための完全な能力を有するものとし、親または財産管理人は、子の保護監督および支配に関する権利、ま を証明した場合には、 に申し立てることができる。(略)。 また、W. VA. Code 49-7-27(1995) は以下のように規定する。「[能力付与] 能力を付与された子は、 裁判所は、 十分な理由があるならば子に対する能力付与を宣言することができる。子は以後自らの権利に 子が自ら物理的および財政的福利を供することができ、 契約の権利を含む、 成年者が有する恩恵的利益、 一六歳に達した子は、 権利、 独力で決定を行う能力を有すること および義務のすべてを有するも 法により能力を付与される 能力付与の宣言を裁判所

(3) DiMatteo, *supra* note 4, at 498-499

制定法の概観

体のビジネス社会において活動する自由もまた拡大しているということ、第二に、立法は、未成年者による契約無 容易ならしめることのいわば副産物として、未成年者にとっても自由に契約を締結しうる領域が拡大し、 現状を背景に、 クポリシーを根拠として正当化し得るものと言うことができよう。未成年者を対象とする産業の成長ないし拡大、 には事業分野への進出も容易ならしめるとともに、他方では、反対に未成年者に対して従来より厳しい責任を課す 効の主張という観点からするならば、未成年者と合理的にかつ善意で取引する成年者の保護を目指しているという 成年者による無効の主張を何らかの要件の下に制限することによって、相手方から未成年者に対する責任の追及を 未成年者の購買力の著しい増大も、現実問題として、制定法による規制を促したという側面も存在する。そうした ることによって相手方の信頼を保護することを目的とする制定法の多くは、立法当局の政策的判断ないしパブリッ 判例の個別分野での努力を経て、近年、制定法により多くの制限が未成年者保護法理に課されるようになってき 少なくとも傍論としてはかなり以前から認めてきている。(50) 一方で、未成年者に一定の限定付きで契約能力を認めることによってその社会生活上の不利益を緩和し、さら 前述したように、 立法当局者は未成年者とその相手方との利益調整に焦点を当ててきた。傾向としては、第一に、未 判例も、 未成年者保護法理が今日の消費者取引および商取引に適合していないこと 成年者主

理において、

どのような形でどの程度の実効性を有しているのかを検討したい。

(1)

成年年齢に関する制定法

言われる。かつて三〇年近く前にある判決は、「今日の現代的で発展した社会においては、(%) リシー」という点からすれば、未成年者の契約する権利に対する制限を正当化することの方が困難ですらあるとも を締結することのマイナス要因とはなっていないことの証拠と言えるかもしれないのであり、 従来の過度とも思われる未成年者保護法理の適用が、必ずしも未成年者の相手方が未成年者に物を売却したり契約 とを受けて、 前述したように少なくないとはいえ、原則的には従来の未成年者保護法理を適用し続けた判例もまた少なくないこ ーの先例拘束性という問題をかかえながらも保護法理の適用を何とか回避して妥当な判断を下そうと試みた判例 のと現代社会の現実との間には大きな溝があることが指摘されて久しい。それにもかかわらず、 妥当性を失っている」と述べているのであり、 新たな立法的解決も図られるようになってきているのである。 未成年者保護法理の根底に存在するパブリックポリシーの 未成年者保護法理はその 逆に、パブリック「ポ 裁判所がコモンロ 求めるも

未成年者を対象とし、

あるいは主体となる消費者市場が今後とも拡張していくことは疑いないということこそ、

(二) 具体的修正

法が多くの州で制定されている。(%) 従来の未成年者保護に関するコモンロー上の法理が、 契約ないし契約上の権利義務の分野で、ことに未成年者からの契約無効の主張を制限する規定を含む夥しい数の 以下では、そのうちのいくつかをとりあげ、 現在の裁判、 あるいは裁判という形をとらない実際の法的処 制定法の 現在 の状況を概観しつつ、

133

テップであったこと、ないし憲法第二六修正が、「第二六修正 [選挙権付与、年齢の引下げ](一九七一年三月二三(※) は今日も支配的なのである」と述べ、未成年者であっても不法行為責任や刑事法上の責任は負うこととされること てることができる」などといった表現の下に、未成年者に契約能力を付与する権能を裁判所に認めている。判例の(ロ) また、二一歳から一八歳へというもっとも一般的な改革は、有権者資格が与えられる年齢の引き下げを反映したス があるのに、同一年齢であっても契約上の能力だけ一律に否定されるのは均衡がとれないと指摘するものがある。 有するものではなく、それ故未成年者自らの契約上の愚行からは保護されねばならないとするコモンロー上の概念 約には拘束されないということは奇異に響くに違いない。しかしながら、未成年者は成年者の有する裁量と経験を 立てることができる。⑸ この州の居住者でなく、少なくとも一七歳である未成年者は、その者が居住する州の法 州によっては、 ー上の成年年齢である二一歳を一八歳に引き下げる規定を含む法が一九七○年代に多くの州で制定された。また、 (※) に対する情報の増大についても同様の傾向が認められるであろうこと、その他の事実を前提とし、 中には、「ある種のケースにおいて、 未成年者が不法行為や犯罪については責任を追及される可能性があるのに、 の下で成年者である場合には、限定的な目的または一般的な目的のために、自らの無能力を解消することを申し立 ついて管理している未成年者は、限定的な目的または一般的な目的のために、自らの無能力を解消することを申し かつ両親、 たとえば、「[申立] ② この州の居住者で、少なくとも一七歳であり、または少なくとも一六歳に 財産管理者(conservator)、もしくは後見人(guardian)から独立して生活し、自ら財政的な事項に まず、コモンロ 契

日連邦議会により発議、一九七一年七月一日成立)

第一節

合衆国または州は、年齢一八歳以上の合衆国市民の投

前述のように、

未成年者を対象とする市場が拡大する傾向が今後も進行することは疑いのないことや、未成年者

事業に関する契約]

た立法によって実施する権限をもつものとする])と規定するのを受けて、 (®) その年齢を理由として奪いまたは制限してはならない。 第二節 この規定が民事上の成年年齢引き下げの 連邦議会は、 この修正条項をそれに適し

誘因となったとの指摘があることは興味深い。 (※) 成年年齢引き下げによって、 従来の未成年者保護法理に対してなされてきた、 相手方が予想外の損害を被る危険

ないであろう。 性ないし不正義・不公平といった問題点は、 (2)特定の仕事(specialized work)」を実行するべく、未成年者が拘束力を有する契約を締結することを許容する法 「特定の仕事」および「事業の実行」 間接的手段によってではあるが、ある程度は回避されることは間違

律も、 事」ないし「事業の実行(doing business)」といった概念は、沿革的に見ると、一般にエンタテインメントの分野に 一部の州で制定され、 一定の範囲内ではあるが、未成年者に契約能力を与えている。ここに言う「特定の仕

働く未成年者につき認められることが多かったようである。

比較的包括的と思われるものとしては、

熟練を要する職業もくしは事業を行い、または成年者として事業に従事する場合に、当該未成年者は、 専門的職業

未成年者が、親もしくは後見人によって、または法の認めるところによって、

ジョージア州法に「[未成年者―専門的職業、

熟練を要する職業、

または

専門的職業

すなわち、

熟練を要する職業、 からすれば、独力で自ら行う事業等について有効な契約を締結するためには――、第一に、専門的職業または熟練を 本条の下で、 必要品以外のものを対象とする契約について未成年者を拘束するためには または事業に関連して締結した契約に拘束されるものとする」とする条項がある。 -あるいは未成年者の側

することはできない」と規定していた。本件では、 居住し、または雇用されているカウンティーの上級裁判所があらかじめ承認している場合には、 となった。カリフォルニア州の当時の法は、「未成年者は、俳優、女優、もしくはそれ以外の演劇に関わる労務とし と信じるに足る十分な理由を有する場合は、契約の無効は主張しえない」がある。 (※) 旨の規定としては、 ツの参加者もしくはプレーヤーとして履行または労務を提供する契約につき、当該契約を、 て、または、プロボクサー、 上三つの要件が充たされることが必要であり、その立証責任は契約の有効を主張する側にあるとされる。 得ていたこと、 要する職業を行い、または事業に従事していたこと、第二に、事業等を行うにつき親、後見人、または法の許可を または成年者として事業に従事していたことから、 初期にこの種の法を制定した州の一つはカリフォルニア州であり、ある判決でその解釈・(※) 第三に、 カンザス州法に、「[無効を主張しえない契約] 契約は専門的職業、 プロレスラーおよびプロのジョッキーなどを含むがそれに限定はされないプロスポー 熟練を要する職業または事業に関連して行われたものであること、 原告たる映画プロデューサーが契約当時一七歳の被告と映画出 相手方当事者が当該未成年者は契約能力を有する 成年に関する未成年者自身による不実表示を 当事者たる未成年者が 契約の無効を主 適用が争点 同様の趣 以

136

画会社との間で同種の出演契約を締結した。そこで、原告はその権利を侵害するものであるとして、

被告も契約の履行を継続していたところ、三年後、被告が成年に達した後、

被告は反対に当初の合意の無効を主張し、以後契約は履行しない旨通知するとともに、

た。契約締結後、

当該契約は裁判所に付され、

裁判所はこれを承認した。その後、

原告は契約の定めるオプション

原告からの期間延長の通

被告が他社と

他の

映

知を受けた際には、

演契約を締結したところ、

契約には、

一定期間ごとに原告から契約期間を延長できる旨のオプションが含まれてい

ニューヨークにおいても、

の契約を履行することの差止と宣言的救済を求めて訴えを提起した。 原審は被告からの訴答不十分の抗弁を認め、

者である間だけ、 原告の主張を斥けたところ、原告は上訴した。 無効を主張する権利はないと主張した。これに対して被告は、第一に、 当初被告との間で締結した契約は裁判所によって承認されているのであるから、 契約の無効を主張する権利が剝奪されているのであって、「第三六条ないし三七条の規定する場合 以上が本件事案である。 裁判所による承認によって、 被告には事後に契約の 被告が未成年

を除いて、未成年者の締結した契約は、

成年前、

または成年後の合理的期間内に、当該未成年者自身によってのみ、

間内にのみ無効を主張する権利を認めているという事実、 用されず、そもそも法律上、 無効とされうる」との規定がある以上、(旦) の第一の主張は、 張に言及しているという事実を説明するものではないということなどを理由に、 前記法第三六条は雇用契約についてのみ適用されるのであって、本事案のような雇用契約のオプションには適 反対の判断を下した。 第三五条が「第三六条ないし三七条の規定する場合を除いて」、 裁判所はオプション規定を承認する権能を有していないと主張した。 合理的期間内に契約の無効を主張することまで禁止されてはいない、 もくしは成年に達した後の「未成年者による」 成年前、または成年後の合理 被告の主張を認めた原判決を破棄 裁判所は、 無効の主 第二 的期 被告

両親からの書面による同意を得るか、当該未成年者は権利付与を受けている

資格付与の要件の

同時に未成年者に有効な契約を締結する資格を付与することが制定法によって認められている。(『)

裁判所の承認を条件として、

一定の範囲内で未成年者による無効の主張を制限しつつ、

という決定を下さなければならず、(※)

第二に、

契約ないしオプションは、

三年を越えて延長することができず、 (!!)

中で重要なのは、

第一に、

裁判所は、

なったものの、 いまって、 のであり、 ものである。 に、 以上のような制定法は、 後に、未成年者の福祉の妨げとなると決定された場合には、 未成年者による契約の無効主張による不確実性に対する批判ないし問題点は相当程度解消されることに 適用の局面は極めて限定的である。 依然として、相手方としては、 形式、 要件、 文言から明らかであるように、 未成年者あるいは未成年者である可能性のある者との間で契約締結 成年年齢の一八歳への引き下げなどの他の制定法による修正ともあ 裁判所はその承認を撤回することができるという かつての沿革や慣習を背景に制定されたも

ないかとする見解が主張されるに至るのも、 ならば、それ以外の契約類型において未成年者が契約無効の主張を放棄することを可能にしても問題はないのでは 野の契約で未成年を理由とする契約無効を主張する権利を停止するように裁判所に申し立てることができるとする かし、そういった実際的な問題点はとりあえずおくと、 交渉に入り最終的には契約を締結するする場合には自らのリスクであたらねばならないこともまた確かである。 (º) 般原則を修正することの弊害も見当たらないとするならば、概念論的には、未成年者がエンタテインメントの分級原則を修正することの弊害も見当たらないとするならば、概念論的には、未成年者がエンタテインメントの分 少なくともアメリカ法においては、さほど不自然ではないととらえる 上記制定法にのっとった運用が適正になされており、 特に

にカバーし、 ことができるかもしれない。前出の判決でも、「このような新立法は通常はもっとも緊急に必要とされる分野を最初 経験を考慮して拡張されうるものである」とする見方が示されている。

定された法を前提に問題処理にあたる裁判所が、制定の経緯、 以上のように、 制定法のカバーすべき範囲については立法に関する政策判断の問題とならざるをえないこと、 制定法の根底にある原理を「経験を考慮」してどの 制

程度まで拡張し、

また拡張することができるのかという問題は残るものの、

現実の問題として、一九六〇年代に始

まり、一九七○年代に一層加速した傾向は、 未成年者がビジネスを行う過程で締結した契約につき、その無効の主

張を制限する特定の制定法の制定を後押しすることとなった。(四)

険契約の無効を主張すること、などを禁止するものがある。 があり、たとえば一六歳以上の未成年者が教育ローン契約の無効を主張すること、一四歳六月以上の未成年者が保いあり、たとえば一六歳以上の未成年者が教育ローン契約の無効を主張すること、一四歳六月以上の未成年者が保 小切手を書くこと、貸金庫を借りること、教育目的の融資を受けること、保険契約を締結すること、® (図) ビジネスの分野以外でも、従来も必要品契約の分野でその該当の有無が争われることの多かった教育ないし教育 があり、特定の分野においては、 -ンにかかわる契約について、一定の要件下で、未成年を理由とする契約無効の主張を封ずる趣旨を定める制定法 (2) このように未成年者に一定の限定付きながら契約能力を認める制定法には、たとえば、不動産購入のための融資(四) 相当程度、従来の原則が修正されていることは間違いない。また、以上のような その他のもの

らかにされるようになっているのである。 (図) あるいは一般理論にあいた多数の「穴」を理論的に合理化するのはもはや困難なのではないかとの疑問、 すべきないのではないかとの示唆、このような一連の制定法はコモンローの正当性を脅かしているのではないか、 定法による従来の原則は実質的に拡張されているのであり、これをさらに契約無効を主張する権利一般にまで拡大 以上のような現実をふまえた上で、一定の政策判断による個別的な修正であることは否定できないとは

注

(3) DiMatteo, supra note 4, at 502

 $\widehat{95}$ たとえば、 Kiefer v. Fred Howe Motors, Inc., supra note 19, at 293 ± 「契約を締結するだけの十分な分別の現れとしての不

解な年齢制限……はもはや事実またはパブリックポリシーにおける基礎を有しない」と述べる。

- (%) DiMatteo, *supra* note 4, at 502-503
- (5) Kiefer v. Fred Howe Motors, supra note 19, at 289
- Right to Consent to Medical Care, 25 How. L. J. 525(1982))° ことに医療行為に関する未成年者の権利の分野で、制定法および判例法の著しい発展が見られる(Tania E. Wright, A Minor's

99 年者が従事する事業に関連して締結されたものであるか否かという問題、および当該契約が締結時に合理的かつ細心な注意が払 を払ったものである場合には、未成年であることを理由として未成年者から無効の主張をすることはできない。未成年を理由と として未成年者から無効の主張をすることはできない。2.一九四一年四月一三日以降一九七四年九月一日までに、一八歳に既 該契約を強制しようとする者が負うものとする」(N. Y. Gen. Oblic. L. 3-101(1994))、「未成年者とは、一八歳に未だ達していな われたものであるか否かという問題に関する立証責任は、契約無効の主張を否定もしくはそれと異なった主張をする者または当 して当該未成年者が一八歳に達した後に契約の無効を主張する権利が争点となる訴訟または手続きにおいては、当該契約が未成 に達した者によって締結された契約は、当該契約が未成年者が従事する事業に関連してなされ、締結時に合理的かつ細心な注意 い場合]1.一九七四年九月一日以降に、一八歳に既に達した者によって締結された契約については、未成年であることを理由 達していた場合と同様に成年者とする」(N. M. Star. Ann. 28-6-1(1991))、「[契約が未成年者であることを理由に無効とならな 八歳の誕生日に達した者は一九七八年 NMSA12-2-2 の規定する通りに成年に達したものと「れるものとし、二一歳の誕生日に たとえば、「[成年年齡、一八歳、例外]A.サブセクションBに該当する場合または現行法に特別の規定ある場合を除き、一

(\(\exists)\) T_{EX.} F_{AM.} C_{ODE} 31.01(1995).

い者をいう」(N. C. Gen. Stat. 48A-2(1994)) など。

- (፷) Porter v. Wilson, supra note 29, at 106.
- (≅) Farnsworth, supra note 1, at 230

[335 (1986)]

- 103 訳文は、編集代表 田中英夫『BASIC英米法辞典』二四五頁(東京大学出版会、 一九九三年)による。
- Robert E. Richardson, Children and the Recorded-Message Indestry: The Need for a New Doctrine, 72 Va. L. Rev. 1325,

114

- 105 識・判断力などの個人差を無視し画一的規準によって処理するという法制度自体は、 いることという専断的な規準に頑強に固執する(Farnsworri, suþra note 1, at 228)という枠組み、すなわち個々の未成年者の知 ただし、成長度ということに関して、同一年齢の個人間の成長度の明らかな違いを無視し、 少なくない反対論にもかかわらず、 契約締結時に所定の年齢に達して
- (氫) GA. Code Ann. 13-3-21(1995)

維持されている。

- (≦) Medders v. Baxley Banking Co., 17 Ga. App. 730, 88 S. E. 407(1916)
- (蓋) Warner Bros. Pictures, Inc. v. Brodel, 192 P. 2d 994(1948)(蓋) Cal. Civ. Code 36.

 $\widehat{108}$

Kan. Stat. Ann. 38-103 (1994)

- (≡) Cal. Civ. Code 35.
- (≅) Warner Bros. Pictures, Inc. v. Brodel, supra note 109, at 950-951.
- 113 られるものとする。両親または当該未成年者の適法な後見人の書面による同意が申立時に提示されない限り、 八歳未満の者に対して特別の許可を与える権能が与えられる。本条の規定は、〔略〕エンタテイナーとして活動する資格を有しな られないものとする。〔以下略〕」と規定する。 liquor authority は、以下で営業のライセンスを受けた店においてエンタテイナーとして出演することを可能にするために、 い一八歳未満の者に適用されるものとする。上記特別の許可は、 N. Y. Arts & Cult. Aff. Law 35.03(1994). また、 N. Y. Alco, Bev. Cont. Law 99-F(1994) は、「[未成年者への特別の許 当該未成年者の申立に基づいて、当局の自由裁量によって与え 特別の許可は与え
- チストとして、またはプロスポーツの参加者もしくはプレーヤーとしての労務を履行または提供するものである場合、 当該契約が、(a) ある者が、未成年者の上記労務に関連して、またはそれを目的とする契約に関連して、 未成年者、または未成年者の親もしくは後見人によって締結された契約、または締結されることが予定されている契約は、 当該未成年者が俳優、女優、ダンサー、ミュージシャン、ヴォーカリスト、もしくは他のパフォーミングアー 当該未成年者にサービスを提供する

N. Y. Arrs & Cult. Aff. Law 35.03(1994)は、「[未成年者の労務に関するある種の契約に対する裁判所の承認、

ために雇用される場合において、当該未成年者がニューヨーク州で公演しもしくは居住するときは、

最高裁判所または本条の定

(⑸)[『高等教育のためにローンを受ける権利を与えられた未成年者、利子、ローンの要件』 ノースカロライナにおける一七歳以上 的能力を有するものとして扱うことができる。〔略〕。リース契約を締結した未成年者は、 を有する場合と同じ範囲において、合意条項に拘束されるものとする」(Id.(b))。 当該未成年者が成年に達し、

約束手形を振り出すための完全な資格と権能を有するものとする。ただし、当該ローンは以下の要件を充たすものでなこればな ールまたはトレードスクールにおいて教育を受けるために融資を受けることが唯一の目的であること(略)。② って担保されていないこと。② 認可されたカレッジ、総合大学、ジュニアカレッジ、コミュニティーカレッジ、ビジネススク の未成年者は、この Genaral Statutes 第二四章の認める契約レートを越えない利率で、他者および教育機関、またはノースカ ロライナで事業を行うライセンスを受けている事務所および会社との間で、書面による借入契約を締結し、当該借入を証明する 借主の利益のために当該教育機関に直接に、または借主と教育機関に共同に、支払われること」(Id. 116-174.1)。 不動産、動産、または複合財産 (mixed property) のいずれであるかにかかわらず、担保としての財産権の譲渡によ ローンによる金

締結することができる。 [以下略]」 (Kv. Rev. Stat. Ann. 304.14-70(1994)). 「[契約能力――未成年者による保険の購入]⑴(完全な法律上の能力を有する者は保険契約を締結することができる。⑵ 対象とする保険、または当該未成年者が保険の対象とすることのできる利益を有している本人以外の者を対象とする保険契約を 歳以上の未成年者は、未成年であることにかかわらず、自らの年金、生命・傷害・健康・財産・責任もしくはそれ以外の利益を

が締結した契約につき、当該未成年者はその未成年であることを理由としてその無効を主張することはできない」(N. Y. Epuc たはニューヨーク州の大学機関の課程への参加費用の全部または一部を支出する目的でニューヨーク州に主要オフィスを有する Law 23.1(1994))° がメンバーであるか、あるいはそれによって認可された高等教育機関が行う教育課程への出席に関連する当該大学機関から、 [[未成年者に対するローンおよび信用の延長] 以下では、ニューヨーク州の大学機関または当局によって認定された認可機関 信託銀行、 興業銀行もしくは連邦免許銀行から、ローンまたは信用の延長を得ることに関して、一六歳に達した未成年者

保険契約を締結し、 一四歳六月以上の未成年者は、当該未成年者の生命保険または未成年者が保険をかけることのできる本人以外の者の生命 または当該未成年者の親、 その所有者となり、 配偶者、兄弟姉妹、 生命保険証書に関するあらゆる権利を締結する能力を有するものとする。ただし、当該 子、 祖父母のみが当該保険の受益者となることができる」(N. Y. Ins

129 L_{AW} 3207 (a) (1985))°

DiMatteo, supra note 4, at 513-514.

几 むすび

自体、 るいくつかの制定法も同様であるとしても、 年齢の引き下げが未成年者保護法理のもたらす不都合をある程度解消したし、事業に従事する未成年者に適用され より適切な手段もあり得るのではないかということに関する徹底的な分析を回避してきたのではないかとされる。(図) り、それによれば、 で未成年者と取引することを余儀なくされているのが現実であるとされる。また、判例法に対しては、裁判の場で かったのではないか、とも批判される。 ^(図) また、同様に、 「未成年者の保護」という漠然とした理由付けが決定的なものとして使われ続けてきたのではないかとの批判があ 今まで述べてきたような判例法や制定法による修正 法が未成年者に対して一貫して寛容な態度をとってきたことの証拠であるとの指摘がある。すなわち、 裁判所は、 実際問題として、未成年者を実質的に保護してきたのか否か、あるいは保護を達成するため 今日の未成年者を取り巻く状況を考慮した統一的法改革の必要性にあまり配慮してこな 原則として未成年者の相手方は依然として自らのリスクを覚悟した上 の試みが、 一般原則の例外という形をとっているという事

他の法領域とのバランスなどを理由として、

その方向性自体は正当であるとしても、

古くから様々な法理の活用によって具体的妥当性の維持を図ってきており、

このように、

判例は、

社会状況の変化、

相手方の信頼保護の必要性、

理論をどこに求めるべきかという問題の解決が困難なことも確かである。今後、判例が未成年者保護法理に対する に取引社会から除外するような解釈が避けられるべきことは疑いのないところであるが、そのための統一的規準、(®) その理論付け、 れによって必要品の概念を広げるといったような形で修正を加えつつ、妥当な解決を図っていくのか、あるいは一 伝統的な例外ルールとも言うべき必要品契約という枠組みの中で、たとえば能力付与、その他の事情ががあればそ 具体的妥当性などについて学説からの批判は少なくない。 今日の社会においては、 未成年者を一律

脚する理論からも、公正、 することとしたい。 がなされ、それぞれの立場からの主張もなされているところであるが、学説の展開の紹介などについては他日を期 のか、現時点では評価は困難である。また、契約法一般理論との関連では、確実性を重視する古典的な契約法に立 信義則を強調する立場からも、 ともに一般原則としての未成年者保護法理に対する批判

部の学説の主張するように、具体的状況に応じた個別ファクター重視といった形で新たな理論展開を模索していく

注

- (語) Farnsworth, supra note 1, at 238 (亞) DiMatteo, supra note 4, at 504.
- g) Id.
- } [
- .≊) Richardson, supra note 104, at 1335.